

平成30年度 第4回「在職者のための定着支援研修会」が終了しました

当センターでは、企業で働く障がいをお持ちの方を対象に、働く中で課題となりそうなことや日常生活を送る中でのヒントとなることをテーマに取り上げ、自身の成長や働くエネルギーに繋げていただくことを目的とした定着支援研修会を定期的を開催しております。研修会へは企業担当の方のご参加もいただいております、参加者ご本人が会社で見せる姿とは異なる一面を見る機会にもなっているようです。



第4回目は 『知らないと危ないかも！？～弁護士さんから教わる！！社会人として知っておきたい常識のハナシ～』 というテーマで、3月1日(金)に帯広市役所にて研修会を開催しました。

研修講師を法テラスに依頼し、日本司法支援センター 釧路地方事務所 弁護士 島袋 博之氏 よりお話をいただきました。

今回は、誰もが体験し得る様々な法的トラブルへの対処方法について知る機会とし、何か問題が起きた時・起きそうなときに社会人としてきちんと対処できるよう研修を企画いたしました。普段何気なく過ごしている日常の中で、知識不足によりトラブルに繋がってしまうことや、対処方法を誤り最終的に家族や職場など周りの人にまで迷惑を掛けてしまうことが時に起こり得ると思います。そのため、法的トラブルの事例を元に、何か起きた時に、どう対処していくことが良いのか、対処しきれないものに関してはどうしていくことが良いのかなど、様々な内容を学んでいただきました。

講義の中では、携帯電話やパソコンからのワンクリックや出会い系サイトなどからの架空請求、職場内での異性に対するストーカー行為やセクハラ問題などに関する内容について4つの事例を上げお話しいただきました。事例のようなことが起きた時に、どう対処していくことが望ましいのか、この行為をしてしまうと危険かもしれないということ、法的な知識を交え解説していただき、困った時には「相談をする」と「無視」をすることも一つの方法だということ、ストーカーやセクハラ関係の問題に関しては「その行為を受ける相手が不快と感じたらそれは立派な犯罪になってしまうため、その距離感が大切」などのお話がありました。お話の中では、何か困った時には法テラスなどの専門家等に気軽に相談をしても良いということも伝えていただき、講義の終わりには、多くの参加者から質問が寄せられていました。

I クリックをしたただけなのに...



インターネットをしていたら、「絶対もうかる方法！あなたにだけ教えます！！」という広告が出てきました。気になってクリックすると...

「お申し込みを受け付けました」
「毎月、1万円をお振り込みください」
「支払いがない場合、違約金として12万円が発生します」

毎月1万円なら何とか払えるんですが、12万円払ってしまうと生活が困ります。とりあえず、1万円ずつ払うしかないですね...

後半は、前半の講義を元に、実際に事例のようなトラブルに関わった時には、どう対処していくことが良いのかをグループワークで考えていきました。



グループワークでは、自分もそういったトラブルの経験があるかどうかという意見交換からスタートしました。対処方法の検討では、トラブルが起きてしまった時には、周囲の人（法テラスのような専門家や、家族や友人、また職場の先輩や、支援員など）に相談していくことが良いと、多くのグループで意見が挙げられていました。また、無意識の内に自分自身がトラブルを起こす当事者

とならないよう、意識をもった方も多くいらしたようです。

法的トラブル等のプライベートな問題は、他人へ相談しにくい部分もあるかと思いますが、それが起きた時には一人で抱えず、様々な人へ相談したり頼ることも必要であることを考えるきっかけとなるグループワークになったのではと感じます。

今年度の定着支援研修会は、今回で終わりとなります。来年度の研修内容につきましてはこれから検討して行く予定ですが、企業で働く皆さまにとって、学びの場や日々の充実に繋がっているような研修会を企画していきたいと思います。また、企業で担当される皆さまの交流の場や、障がいを持たれた方への関わり方やキャリアを考える機会も設けていきたいと思っておりますので、研修で取り上げて欲しい内容等がございましたら、ご意見をいただくと幸いです。

今後も是非趣旨をご理解いただきご参加くださいますよう、お願いいたします。